

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鶴居村は特別天然記念物タンチョウをはじめとした、希少な動植物を育み、多様な生態系を維持する日本最大の湿地「釧路湿原国立公園」を有する自然環境豊かな村であり、酪農を主産業とし、農業生産基盤の整備や酪農経営の近代化や商工観光の活性化などに取り組んでいる。

国勢調査による鶴居村の総人口は、昭和 30 年の 4,824 人をピークに減少が続いており、昭和 60 年には医療機関の進出などにより総人口は一時増加したものの、以降は微減傾向が続くとともに、少子高齢化も進行しており、令和 2 年における総人口は 2,558 人、高齢者人口の割合は 35.6%となっている。

産業構造を就業者数からみると、第一次産業は昭和 35 年の 1,751 人から、令和 2 年には 435 人と大幅に減少しており、第二次産業の就業者数は横ばいに推移し、第三次産業の就業者数は、昭和 35 年の 356 人から増加し、令和 2 年には 718 人となっている。企業のほとんどが中小企業等であり、人出不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された村内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして、新規事業や創業者を支援する「つるい未来へつなぐ商工観光経済活性化支援事業補助金」等にて事業者の支援を講じてきたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

鶴居村内の中小企業等においては、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、新たに担い手となろうとする者にとって、魅力ある業種へ発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに 10 件程度の先端設

備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鶴居村の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく、幅広い種類の設備の導入により、生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る事が目的であることから、村内に労働者が常駐する事業所又は工場を有する事業者を対象とする。

また、太陽光発電に係る設備は、景観・環境の保全のため「鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例」を遵守して設置される設備のみを対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

鶴居村の地勢、集落及び土地利用形態においては、道道 53 号線を中心に核となる市街地が形成され、当該市街地に人口が集積し、そこで小売業、サービス業、飲食業などが営まれている他、村内各地域に宿泊施設等のサービス業が営まれている。

また、村の基幹産業である酪農業は、村内各地で営まれており、農業者の中には、農産加工品の製造・販売を行う者も点在している。

これらのことから、村全域において生産性を向上させる必要があり、鶴居村全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

鶴居村の基幹産業は酪農業であるものの、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など多様であることから、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率 3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、村全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。